

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 定義

高度通信施設に、移動する事物の瞬時的影像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備であつて、学校、病院その他これらに類する施設として総務省令で定めるものにおいて行われる教育又は医療に関する業務に使用されるものを追加すること。
(第二条関係)

二 独立行政法人情報通信研究機構の業務の特例等

独立行政法人情報通信研究機構が行う助成金を交付する業務を廃止し、政府が行う同業務に必要な経費の財源に充てるための費用の補助について併せて廃止すること。
(第六条・第七条・第八条関係)

三 附則

この法律は、平成二十八年五月三十一日までに廃止するものとする。
(附則第二条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）について所要の改正を行うこと。